

(様式 1－3)

飯館村復興交付金事業計画　復興交付金事業等個票

平成 26 年 3 月時点

※本様式は 1－2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	17	事業名	飯館村震災記録整備事業（効果促進事業）	事業番号	◆D-20-1-1
交付団体		飯館村	事業実施主体（直接/間接）	飯館村（直接）	
総交付対象事業費		32,840（千円）	全体事業費		32,840（千円）

事業概要

(1) 事業の概要

原子力災害による全村避難以降、村は平成 23 年 12 月に“村民一人ひとりの復興を目指す”を基本理念とする「いいたてまでいな復興計画（第 1 版）」を策定し、その後半年ごとに計画の見直しを実施しており、現在第 4 版の策定を進めている。

全村避難によりコミュニティや地域の結びつきが薄れていく中で、震災やそれに伴う避難の状況、復興のありようなどを記録し、村の復興や後世の防災につなげていくことが重要であると考えている。

とりわけ全村避難によって避難解除後の人口は避難前の 6 割以下になることも予想され、村民の帰村率の向上のためには、地域の結びつきや帰村に向けた村民の動きを記録し内外に情報発信していくことが必要であると考え、本事業を活用し、村の復興計画の一環として、飯館村の震災や原発事故の記録をまとめた震災記録整備事業を行う。

本事業では震災と原発事故で村民が体験したことを取り材し、映像記録として残すとともに、これまで村が保有する映像、写真、資料等の記録もデジタル化して保存蓄積し、WEB 等による村内外に情報発信できる震災記録デジタルアーカイブシステムの構築を図る。

○震災記録・資料の収集と整理及び映像記録の作成

平成 23 年 3 月 11 日の震災とその後の避難経過について、可能な限り多くの村民を取材してリスト化し、村民の震災・原発事故体験取材データとして整理する。また、村民等へのインタビュー等を映像記録として作成する。これらを、体系的にまとめ、帰還後の村の災害対策事業に生かすとともに、住民間の避難体験の共有につなげる。

○震災記録デジタルアーカイブシステムの構築

村民のインタビューや映像、写真、資料等の震災記録をデジタル化し、保存蓄積し、情報発信していくことにより、村民の帰村意識を高めるとともに、今後の復興計画を村民とともに考えていくための礎とする。

当面の事業概要

<平成 25 年度>

村復興計画策定の一環として震災記録の収集とインタビューなど映像記録の作成を 2 式行う。

<平成 26 年度>

村復興計画策定の一環として震災記録の収集とインタビューなど映像記録の作成を 8 式行う。

作成した映像記録を含め、震災前後の映像、写真及び資料をデジタル化した記録として保存蓄積し、村内外に対し情報発信するためのデジタルアーカイブシステム構築を行う。

東日本大震災の被害との関係

原発事故により全村が計画的避難区域に指定されたことで、避難解除後も若年層を中心に人口の減少が予想される。震災の記録伝承は今後の復興や防災を進めるうえでの資料となるとともにコミュニティ維持や帰村意識の向上に寄与する。

※区域の被害状況も記載して下さい。

関連する災害復旧事業の概要

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業

事業番号	D-20-1
------	--------

事業名	いいたてまでいな復興計画（第4版）策定事業
-----	-----------------------

交付団体	飯館村
------	-----

基幹事業との関連性

全村避難によりコミュニティや地域の結びつきが薄れていく中で、復興計画策定の一環として震災やそれに伴う避難の状況、復興のありようなどを記録し、村の復興や後世の防災につなげていく。
--

(様式 1－3)

飯館村復興交付金事業計画 復興交付金事業等（福島県交付分）個票

平成 26 年 3 月時点

※本様式は 1－2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	18	事業名	いいたて までいな農業復興計画基幹事業	事業番号	C-4-10		
交付団体		福島県	事業実施主体（直接/間接）	飯館村（間接）			
総交付対象事業費		7,185（千円）	全体事業費	7,185（千円）			
事業概要							
(1) 事業の概要							
福島第一原子力発電所事故による放射能汚染とその後の計画的避難の継続により、震災から 3 年を経過する現在、村の農業そのものが全滅の危機に瀕している。							
飯館村の農業復興のためには、その第一歩として、意欲ある農業者の避難先での営農再開を支援することによって耕作意欲の維持を図り、帰村可能となった際には、速やかに営農展開ができる基盤を保つことが必要不可欠である。							
よって、本村の主要産業である農業の中でも、年間売上総額で 4 億円を超す高い市場評価を得ていた高品質なリンドウ、トルコギキョウ、キュウリ、インゲン等を対象として、行政主導による農業復興・再開プロジェクトを始動し、以って、意欲ある農業者による農業技術の継承を図り、あわせて「までいブランド」の維持と生産技術・技能のさらなる発展を目指すことにより、史上他に類を見ない「放射能汚染避難区域のモデル的農業復興」を果たすことを目的とする。							
本事業の方針については、別添「被災地域農業復興総合支援事業に係る方針について」の通りである。							
(2) 事業量（山形県最上郡金山町→山形県最上郡舟形町）							
下記「当面の事業概要」のとおり							
(3) 復興計画への位置づけ							
「いいたて までいな復興計画（第 1 版）」P. 24 基本方針⑤「までいブランドを再生する」							
(4) 地区の変更（平成 26 年 1 月 28 日）							
別紙「飯館村復興交付金事業計画（C-4-10）にかかる地区の変更について」に記載の理由により、事業実施地区を山形県最上郡金山町から同県同郡舟形町に変更。							
当面の事業概要							
<平成 26 年度>（山形県最上郡舟形町）							
パイプハウス 2 棟及び付帯施設一式、予冷庫一式、トラクター付属機器一式							
東日本大震災の被害との関係							
飯館村は、原子力災害による全村域の放射能汚染と、その後の計画的避難の継続により、震災から 3 年を経過する現在においても、居住も営農活動も一切できない状況にあり、飯館村の農業そのものが存続の危機に瀕している。							

これ以上の営農休止は、担い手の営農再開意欲を消滅させることになり、これまで培ってきた「までいブランド」の市場評価はもとより、人材と栽培技術までをも失うことになることは明白である。

農業は村の基幹産業であり、村の復興のためには、農業の復興が不可欠であることから、これまで村民に寄り添って農業の振興を図ってきた飯館村が事業主体となって、飯館村の農業復興の第一歩として、避難先での営農再開を支援するものである。

関連する災害復旧事業の概要

飯館村は、計画的避難区域に設定されているため、平成24年度から国直轄により除染事業が実施される。なお、飯館村が平成23年9月28日に策定し国に要請を兼ねて提出した「飯館村除染計画書」においては、宅地の除染は2年、農地の除染は5年、山林の除染は20年を目指して事業を進め、農地の土壤中放射性セシウム濃度は1,000Bq/kg以下を目指す、としている。

(様式 1 - 3)

飯館村復興交付金事業計画 復興交付金事業等（福島県交付分）個票

平成 26 年 3 月時点

※本様式は 1 - 2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	20	事業名	いいたて までいな農業復興計画基幹事業	事業番号	C-4-12
交付団体		福島県	事業実施主体（直接/間接）	飯館村（間接）	
総交付対象事業費		79, 974 (千円)	全体事業費		79, 974 (千円)

事業概要

(1) 事業の概要

福島第一原子力発電所事故による放射能汚染とその後の計画的避難の継続により、震災から 2 年を経過する現在、村の農業そのものが全滅の危機に瀕している。

飯館村の農業復興のためには、その第一歩として、意欲ある農業者の避難先での営農再開を支援することによって耕作意欲の維持を図り、帰村可能となった際には、速やかに営農展開ができる基盤を保つことが必要不可欠である。

よって、本村で盛んである畜産について、行政主導による農業復興・再開プロジェクトを始動し、以って、意欲ある農業者による農業技術の継承を図り、あわせて「までいブランド」の維持と生産技術・技能のさらなる発展を目指すことにより、史上他に類を見ない「放射能汚染避難区域のモデル的農業復興」を果たすことを目的とする。

本事業の方針については、別添「被災地域農業復興総合支援事業に係る方針について」の通りである。

(2) 事業量（千葉県山武市）

下記「当面の事業概要」のとおり

(3) 復興計画への位置づけ

「いいたて までいな復興計画（第 1 版）」P. 24 基本方針⑤「までいブランドを再生する」

当面の事業概要

<平成 26 年度>（千葉県山武市）

牛舎用パイプハウス（肥育舎）3 棟及び付帯施設一式

牛舎用パイプハウス（繁殖舎）1 棟及び付帯施設一式

牛舎用パイプハウス（分娩舎）1 棟及び付帯施設一式

上記付帯電気工事・土木工事等一式

東日本大震災の被害との関係

飯館村は、原子力災害による全村域の放射能汚染と、その後の計画的避難の継続により、震災から 2 年を経過する現在においても、居住も営農活動も一切できない状況にあり、飯館村の農業そのものが存続の危機に瀕している。

これ以上の営農休止は、担い手の営農再開意欲を消滅させることになり、これまで培ってきた「までいブランド」の市場評価はもとより、人材と栽培技術までをも失うことになることは明白である。

農業は村の基幹産業であり、村の復興のためには、農業の復興が不可欠であることから、これまで村民に寄り添って農業の振興を図ってきた飯館村が事業主体となって、飯館村の農業復興の第一歩として、避難先での営農再開を支援するものである。

関連する災害復旧事業の概要

飯舘村は、計画的避難区域に設定されているため、平成 24 年度から国直轄により除染事業が実施される。なお、飯舘村が平成 23 年 9 月 28 日に策定し国に要請を兼ねて提出した「飯舘村除染計画書」においては、宅地の除染は 2 年、農地の除染は 5 年、山林の除染は 20 年を目指すとしている。